

ワンポイントアドバイス!

自筆証書遺言が変わります!

《自筆証書遺言とは?》

遺言書には、自筆証書遺言、公正証書遺言、秘密証書遺言の3つの形式があります。このうち、公正証書遺言、秘密証書遺言は公証人と2人の証人が必要となり、少し敷居が高いものとなります。それに対し、自筆証書遺言は、特別な手続きを必要とせず、費用もかからないため、手軽に作成することができます。

しかしながら、自筆証書遺言にもデメリットがあります。

- ① 全文を自分で手書きする必要がある、不動産表示などを正確に書くのは大変
- ② 遺言書を個人で管理するため、見つからないリスク、偽造や隠蔽をされるリスクがある
- ③ (相続が発生した後) 家庭裁判所における検認手続きが必要となる
- ④ 書き方の要件を満たしていない場合、無効となるリスクがある

《今回の改正点》

1. 財産目録の手書きが不要に (2019年1月13日以後に作成する自筆証書遺言)

自筆証書遺言のうち、財産目録の部分については自署する必要がなく、パソコンで作成したり、通帳コピーや登記事項証明書を添付してもよいこととされました (各ページに自署・押印は必要)

2. 法務局において遺言書を保管する制度の創設 (2020年7月10日から)

「法務局における遺言書の保管等に関する法律」が制定され、遺言書保管所として指定された法務局に自筆証書遺言の保管を申請できるようになります。

さらに、法務局に保管された自筆証書遺言については、検認手続きが不要となるため、②③のデメリットが解消されることとなります。

今回の改正により、自筆証書遺言は非常に使い勝手がよくなります。しかしながら、書き方の要件を満たしていないことで無効となるリスクは残ります。今回の改正後でも、公正証書遺言等のメリットがなくなった訳ではありません。遺言書の作成に迷ったらJSKまでご連絡ください!



詳しい内容やご質問がございましたら
06-6313-1369 まで
お問い合わせください

スイセン 花言葉「うぬぼれ」「自己愛」